

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

2023年（令和5年）4月12日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により監査請求書の提出があった。

2 請求人

（省略）

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば、次のとおりである。

(1) 福山市長に対し、次の措置を求めるものである。

イコールふくやま（正式名称「福山市男女共同参画センター」）で土曜日及び日曜日に行っている配偶者暴力相談業務（以下「本件業務」という。）を受託した特定非営利活動法人A（以下「法人A」という。）の相談員であるBが本件業務の執行中に、広島県健康福祉局こども家庭課（以下「県」という。）の補助による「DV（ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者、恋人などからの暴力をいう。以下同じ。）加害者教育プログラムファシリテーター養成研修会」（以下「本件研修」という。）をリモートで受講したのは、職務専念義務違反であり、違法であるため、法人Aに対して、2023年（令和5年）1月分及び同年2月分の業務委託料計220,000円を福山市に返還させること。

(2) 理由は、次のとおりである。

法人Aは、2022年（令和4年）3月25日付けで、本件業務を受託する契約を福山市と交わした。委託契約期間は、2022年（令和4年）4月1日から2023年（令和5年）3月31日までである。

その後、法人Aは、県のDV加害者プログラム人材育成事業補助金（以下「県補助金」という。）の公募に申し込み、これが県に認められた。

Bは、2023年（令和5年）1月7日、同月8日、同年2月25日及び同月26日に、イコールふくやまの相談室に自己のパソコンを持ち込み、イコールふくやまの公務執行中であるにもかかわらず、イコールふくやまの相談室内において、県補助金の対象となる特定非営利活動法人Cによる本件研修を16時までリモートで受講した。

法人Aは、毎月110,000円の業務委託料を受け取っている。しかしながら、上記のとおりBは本件業務執行中にもかかわらず、本件業務の発注者（福山市）に許可を得ることなく、イコールふくやまの施設内において本件研修を受けるという職務専念義務違反をしている。

これにより、福山市が法人Aに支払った業務委託料1月分及び2月分の計220,000円は不当利得に該当する。よって、福山市は法人Aに対して不当利得返還請求を行わなければならない。

(3) 補足

本件研修に使用したパソコンの電源はどうしたのか。福山市の許可なくコンセントを使用したのなら、電気窃盗の疑いがある。

第2 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、2023年（令和5年）4月17日に提出された補正書と併せ、自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第3 監査の対象

1 監査対象事項

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為

自治法第242条第1項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」旨規定している。

上記の規定及び請求の要旨から、本件請求の監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 監査対象となる財務会計上の行為について

監査対象となる財務会計上の行為は、2022年度（令和4年度）配偶者暴力相談事業委託料のうち1月分及び2月分の支出である。

(2) 上記財務会計上の行為の違法性又は不当性について

法人Aの相談員であるBが本件業務の執行中に本件研修をリモートで受講したことによって、上記の支出が違法又は不当であると言えるかどうか。

2 監査対象部局

市民局まちづくり推進部

第4 監査委員の交代

監査委員のうち、2023年（令和5年）5月9日付けで大田祐介委員及び生田政代委員が退任し、同日付けで池上文夫委員及び連石武則委員が就任した。

第5 請求人の証拠及び陳述書の提出

1 自治法第242条第7項の規定により、請求人から、2023年（令和5年）4月24日付けで陳述書が提出された。なお、新たな証拠の提出はなかった。

2 陳述書の要旨は、次のとおりである。

Bは、本件業務執行中に、広島県の補助事業の研修をリモートで受講していた。

福山市の公務よりも県のリモート研修を優先しているのなら、福山市に対する職務専念義務違反が生じる。反対に県のリモート研修よりも福山市の公務を優先しているのなら、県に対する研修受講義務違反が生じる。

このように、Bは両立し得ない行為を同一日時に行っていた。福山市はこの状態を認容するのであろうか。

3 口頭による意見陳述については、請求人から必要はない旨の意思表示があり、実施しなかった。

第6 関係機関の陳述等

1 市民局まちづくり推進部に対して意見の陳述及び関係資料の提出を求めたところ、当該関係機関から陳述書及び関係資料の提出があった。また、陳述内容を補足するため、当該関係機関の職員から聴取を実施した。

2 陳述等の要旨は、次のとおりである。

(1) 法人Aの相談員は、市との労使関係にないため、職務専念義務違反について福山市は指導する立場にないと考えている。

(2) 本件業務委託契約書（以下「本件契約書」という。）に、受託者は「相談業務の円滑な推進を図るため、自己研鑽に努める」ことを規定しており、受託者は相談員の資質向上のため、スタッフ養成講座、スタッフ研修等を行っている。本件業務実施時間内においては、相談者との面談や電話相談に支障をきたさない範囲において、参考図書や映像などによる自己研鑽を行うことを想定している。

(3) 本件研修の受講については、本件業務に支障をきたさない範囲での相談員の資質向上のための自己研鑽である。本件業務と本件研修に係る県補助金の事業に関連性はないが、本件業務の目的は、「相談機能等の充実のため、土曜日及び日曜日における電話・面談相談を実施することにより、DV等被害の防止及び保護を図ること」であることに対して、本件研修に係る県補助金の交付目的は、「DV被害者等の安全と安心を確保するため、DV加害者プログラムの実施を予定する民間団体において、プログラムを実施できる人材の育成に要する経費を補助することにより、県内全域におけるDV被害者等の支援体制を強化すること」であることから、本件業務と県補助金の事業においてDV被害者への支援という点において一致している。

(4) 本件研修の受講日とされる日の相談記録票を点検した結果、研修実施時間中に面談相談を実施していることを確認した。本件研修を受講していたとしても、面談に支障のない範囲で行われたものと判断しており、委託料の返還請求事由には当たらないものとする。

(5) 本件業務を実施する中で、相談内容に応じたインターネットでの情報検索や自己研鑽等に係る私物パソコンの使用や電源利用は想定内であり、認めている。

第7 監査の結果

(本文)

本件請求については、監査委員合議の結果、次のとおり決定した。

本件請求については、理由がないものと判断し、「棄却」する。

(理由)

請求内容に係る監査委員の判断の理由は、次のとおりである。

1 配偶者暴力相談事業の概要

(1) イコールふくやまについて

イコールふくやまは、本市における男女共同参画の推進を図るための拠点施設として設置された公の施設（福山市男女共同参画センター条例（平成15年条例第47号）第1条）であり、市民局まちづくり推進部青少年・女性活躍推進課が所管していたが、2023年（令和5年）3月31日をもって廃止された。

(2) 配偶者暴力相談事業について

イコールふくやまでは、DV、夫婦関係、離婚、セクハラ、性別による差別などについて、相談を受けていた。2023年（令和5年）4月1日以降は、市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課において実施している。相談対応は、国民の祝日に

関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除き、毎日行っており、月曜日から金曜日までは若者・くらしの悩み相談課の相談員が、土曜日及び日曜日の 13 時から 17 時までは、本件業務の受託者が相談を受けている。

2 監査対象となる財務会計上の行為について

監査対象となる財務会計上の行為は、2022 年度（令和 4 年度）配偶者暴力相談事業委託料のうち 1 月分及び 2 月分の支出で、次のとおりである。

・ 1 月分 110,000 円

2023 年（令和 5 年）1 月 31 日支出命令，同年 2 月 15 日支払

・ 2 月分 110,000 円

2023 年（令和 5 年）2 月 28 日支出命令，同年 3 月 15 日支払

3 上記財務会計上の行為の違法性又は不当性について

請求人は、B が本件業務執行時間内に本件研修をリモートで受講していたことは、福山市に対する職務専念義務違反であると主張する。しかし、B は福山市が雇用する職員ではなく、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 30 条に規定する職務専念義務は発生しない。

本件業務は法人 A に委託して実施するものであることから、本件業務の執行中に B が本件研修を受講していたことが法人 A の債務不履行に当たると言えるか、本件業務の目的、内容等から確認を行った。

(1) 本件業務の目的、内容

配偶者暴力相談事業実施要綱によれば、DV に係る相談の増加により、相談機能等充実が求められる中、2004 年度（平成 16 年度）から福山市男女共同参画センターで女性総合相談の窓口を一元化することに伴い、土曜日及び日曜日における電話・面接相談を実施することにより、DV 等被害の防止及び保護を図ることが本件業務の目的である。

本件契約書によれば、土曜日及び日曜日の 12 時 30 分から 17 時 30 分まで、1 日につき相談員を 2 名以上配置することとなっている。なお、受託者は、相談業務の円滑な推進を図るため、自己研鑽に努めるものとされている。

(2) 契約の履行確認及び相談実績

ア 履行確認

履行確認については、自治法第 234 条の 2 第 1 項及び福山市契約規則（昭和 41 年規則第 13 号）（以下「規則」という。）第 12 条の規定により、契約の適正な履行を確保するため、契約書その他の関係書類に基づき必要な検査を行うものとされている。

本件業務に係る 2023 年（令和 5 年）1 月分及び 2 月分の履行確認について確認したところ、本件契約書に定める相談記録票及び業務実施報告書が法人 A から

提出されており、担当部局により、規則に基づく検査等の履行確認の手続が適正に行われていた。

また、業務実施報告書により、各日 2 名の相談員が本件契約書に定める時間どおりに配置されていること、2023 年（令和 5 年）1 月 7 日、同月 8 日、同年 2 月 25 日及び同月 26 日について、B は 2 名の相談員のうちの 1 名となっていることを確認した。

イ 相談実績

相談記録票によると、本件研修の実施と重複する日時の相談実績は次のとおりであった。

相談日	相談実績
2023 年（令和 5 年）1 月 7 日	①13:00～14:10
2023 年（令和 5 年）1 月 8 日	-
2023 年（令和 5 年）2 月 25 日	①13:15～14:15, ②14:15～14:25
2023 年（令和 5 年）2 月 26 日	①13:00～14:00

※本件研修の実施時間は、各日 10:00～16:00

相談記録票によると、本件業務と本件研修の実施が重複する日時が存在したが、重複する時間帯においても相談に対応していることを確認した。

なお、1 件の相談に対して何人の相談員で対応するかは特段の規定がないため、相談員 2 名で対応している場合もあれば、1 名で対応している場合も見受けられた。

(3) 上記(1)及び(2)に基づく判断

本件研修が実施された日時においても本件契約書の規定どおり相談員 2 名が本件業務の執行に当たっており、相談に対応していたことから、法人 A による体制上の不備はなく、本件業務に支障をきたしているとは認められなかった。

B が本件業務執行中に本件研修を受講していたとしても、相談業務に支障のない範囲での行為であり、本件業務の目的は達成されていたと言え、法人 A による債務不履行は生じていない。

なお、本件業務において待機時間が生じることは想定できる。その時間の活用について、受託者の責任において相談業務に支障をきたさない範囲で自己研鑽にあてること自体は、否定されるものではなく、相談内容に応じたインターネットでの情報検索や自己研鑽等に係る私物パソコンの使用等についても、不当なものとは言えない。

4 結論

以上のことから、2022 年度（令和 4 年度）配偶者暴力相談事業委託料の 1 月分及び 2 月分の支出については、違法又は不当な公金の支出には当たらないと判断し、本件請

求には理由がないものと認める。

よって、本件請求は棄却されるべきものである。